

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 3月31日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20520700

研究課題名（和文） 中国南部少数民族の族譜に関する文化人類学的研究

研究課題名（英文） Cultural Anthropological study on Written Genealogies of Chinese Minorities in South China

研究代表者

瀬川 昌久 (SEGAWA MASAHISA)

東北大学・東北アジア研究センター・教授

研究者番号：00187832

研究成果の概要（和文）：少数民族の族譜の分析を通じて、それが全体としては彼らの漢族文化・社会への組み込みの重要な契機でもあり、またその証でもありながら、現代的な文脈の中では、きわめて多様な意味が付加されていることが明らかとなった。例えば、広東省北部のショオ族の族譜が、1980年代に行われた少数民族「ショオ族」としての追加認定要求の際に、現地住民自身ならびに地元の民族行政当局双方によって、彼らが漢族ではない「ショオ族」であることの証拠として採用されたことなどを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Through the analysis of written genealogies of Chinese ethnic minority groups, I showed that those genealogies as a whole were very important device through which minority people was integrated into Han Chinese society, and were the result of such integration as well. But, at the same time, I showed that they have quite a lot of new meanings in the social context of contemporary China. For example, I found that written genealogies of She minority in Northern Guangdong have played an important role in the negotiation with the authorities for acknowledgement as ethnic minority in 1980s, by demonstrating their She origin, rather than Han Chinese origin.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	300,000	90,000	390,000
2009年度	200,000	60,000	260,000
2010年度	200,000	60,000	260,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：文化人類学

科研費の分科・細目：人文学A・文化人類学,民俗学

キーワード：中国南部、少数民族、族譜、エスニシティー

1. 研究開始当初の背景

族譜を用いた研究は歴史学を中心に、人類学、思想史、人口動態学などの分野で先行研究が積み重ねられてきたが、それらは漢族の族譜を中心とするものであり周辺の少数民族のそれに注目した研究は数少ない。中国南部のように漢族住民と接して非漢族系の住民が多

く暮らす地域では、そうした非漢族系の住民が漢族の様式を取り入れながら編纂した族譜が数多く存在しており、そこには彼らの自己認識や漢族との社会関係のあり方が微妙な形で投影されているのを見ることが出来る。本研究ではそうした漢族文化の影響（いわゆる「漢化」）を強く受けた少数民族の族

譜を集中的に収集・分析し、新たな角度からの中国南部におけるエスニシティー研究の展開を目指した。

2. 研究の目的

代表者と研究上の協力関係にある広東省民族研究所が収集したヤオ族、ショオ族、リー族、回族等の諸民族の族譜を中心し、その複写、整理ならびに内容の解説を行い、少数民族の族譜というこれまでほとんど体系的に研究のなされてこなかった対象に対して、綿密な分析を加える。そして、漢族の父系出自原理の受容過程、漢族の祖先観や祭祀儀礼の受容による自己意識の変容、漢族社会への連接・組み込みにもともなう地域社会全体の再編など、中国南部地域のエスニシティー研究の根幹に関わる諸問題について解明することを目的とする。それは、漢族文化のオーソドキシニとらわれた見方を廃し、族譜の編纂意図やその保有行為を、周辺地域の住民が漢族の祖先観念や祭祀儀礼などの文化要素を再解釈することを通して中国社会の中に自らを再定位してゆくプロセスの一部として捉え直す試みである。

3. 研究の方法

本研究の実施に当たっては、中国広東省広州市にある広東省民族研究所の全面的協力を得た。主たる資料である中国南部少数民族（ヤオ族、ショオ族、リー族、回族など）の族譜については、同研究所が収集し保管している膨大なコピーを複写ならびに写真撮影して持ち帰った。それらの資料の整理は、中国語ならびに文化人類学の素養を有する大学院生を中心としたアルバイトによって基礎的作業を行い、代表者が読解・分析を加えた。

4. 研究成果

少数民族の族譜が、全体としては彼らの漢族文化・社会への組み込みの重要な契機でもあり、またその証でもありながら、現代的な文脈の中では、きわめて多様な意味が付加されていることが明らかとなった。例えば、形式、内容ともに漢族のそれと全く変わりがなく、祖先は漢族であるということを証明するための文書としての性格を強く有するショオ族の族譜が、1980年代に行われた少数民族「ショオ族」としての追加認定要求の際には、現地住民自身ならびに地元の民族行政当局双方によって、彼らが漢族ではない「ショオ族」であることの証拠として採用されたことなどを明らかにした。すなわち、1980年代の民族籍獲得運動において広東省北部のショオ族の族譜が遠方在住のショオ族籍を既に獲得している同族との系譜関係証明のための根拠として用いられ、彼らのショオ族籍追

認に寄与したことを明らかにし、族譜が現代の少数民族認定の文脈中においても有効性のある資料として扱われていることを示した(1)。また同じ広東省北部のショオ族の族譜には、ショオ族の伝統文化についての記事が民族学の研究書などからの引用の形で掲載されており、生活習俗レベルで消えかけた民族的「特色」の継承または創出の媒体として族譜が機能していることを示した(2)。これら少数民族の族譜が現代社会の脈絡中においても機能は、従来の研究においてはまったく知られていなかったものであり、本研究はそれらの解明に大きく資することができた。以下、(1)(2)それぞれについて要点を述べる。

(1)少数民族認定における族譜の役割

広東省南雄市や河源市の客家系の人々がショオ族としての民族籍を獲得する際にその主要根拠として用いられたのが、彼らの族譜であった。族譜は文革時代には旧時代の遺物ともみなされ、廃棄・焼却の対象にもなったが、改革開放政策以降の今日においては、中国各地、とりわけ中国南部各地で修復・編纂活動が盛んに行われている。

既に述べたとおり、清代以前の社会的なコンテクストにおいては、族譜はそれを編纂する人々が祖先の遺徳を偲び、同族関係にある者たちとの間の連帯を確認するとともに、自分たちの祖先が由緒ある出自の者であることを証明することを目的に編まれた。とりわけ歴代にわたり中国社会における国内移住のフロンティアとも言える地理的位置にあった華南地域においては、それは一族の祖先が北方の中華文明の中心地に発する人々であることを主張するものとなっており、いわば正統漢族としての出自証明としての機能を有していた。その族譜が、時代が変わり中華人民共和国の民族行政の新たなコンテクストのもとでは、自らの系統が少数民族籍をもつ遠方の同族につながるものであることを明らかにし、少数民族としての出自証明を行うための根拠として用いられている。

このように、同じ族譜という資料が、清代以前と中華人民共和国成立以降の全く異なる社会的コンテクストのもとで、全く異なる用途に動員されていることは興味深い。同時にまた、それは中国社会において、祖先からの父系出自の系譜というものが、時代や社会制度の変遷を超えて、根強く持続的に有効なものたり続けていることを示している。清代の族譜編纂者たちは、自分たちの祖先が中国史上の中心地域の名家に連なる者であり、正統なる中華世界の一員であることを示すことによって、地域社会内での地位や、地方官僚との対等な交流を希求したのであろう。また、1980年代以降の南雄市や河源市の族譜編纂

者たちは、自らの系譜を確認することにより
ショオ族としての民族籍認定を勝ち取った。
つまり、その時代の社会的コンテキストの相
違により、それが援用される目的は異なっ
ても、彼らは父系出自の系譜に社会的な効
力、真実性を見出し続けているのである。

ここにおいて、人々が清代の官僚システム
や中華人民共和国の民族行政の中で追い求
めた実利的で操作的な民族アイデンティテ
ィーに対し、族譜が体现している父系出自の
系譜に基づくアイデンティティは、人々の
認識の中ではより本質的な層位を構成して
いるように見える。すなわち、人々は社会的
実利を得るためには望族の流れであることを
立証して正統漢族の末裔を名乗ろうとし、
あるいは遠隔の少数民族地区の同族との系
譜関係を証明して少数民族としての地位を
得ようとしながら、極めて便宜的・操作的に
自らの帰属を選択しているように見える一
方、父系出自の系譜のもつ社会的な真実性
と効力を前提とし続けており、それによっ
て立ち立てられる姓氏や宗族のアイデンテ
ィーは揺らぐことなく持続しているのだ。

上述のショオ族籍認定の事例においても、
ショオ族としての認定はショオ族の姓とさ
れる四つの姓についてのみ行われており、
いわばこの場合の民族は姓氏の上位概念と
してとらえられている。民族行政の当局者
たちも、また申請を行う当事者の住民たち
も、中華人民共和国の民族行政の中で新た
に規定された「民族」というものを、その
ような父系出自の系譜的つながりの上位概
念としてとらえなおすことによって、旧来
からの社会認識に照らして理解可能かつ有
意なものに変換しているのだと考えること
ができる。

(2) 族譜中に描かれた少数民族「伝統文化」

広東南雄藍氏族譜理事会が1997年に編
纂した『南雄藍氏族譜』の特徴は、単に祖
先の系譜を書き記して他地域のショオの同
姓宗族との系譜関係を明示しているのみな
らず、地方志の記載や学術的なショオ研
究の成果に依拠しながら、ショオの宗教
信仰、言語、生活習慣等を「解説」しよ
うとしている点である。

同族譜の「宗教信仰」の項では、まず冒
頭に宗教信仰というものが人類社会の低次
発展段階において、自然現象への無理解と
畏怖から虚構の神霊世界に救いを求めよう
としたものであるという、唯物論的な見解
が述べられた後、広東省内の他地域で行
われた民族調査の成果に依拠しつつ、ショ
オの宗教信仰の要点が説明されている。そ
れによれば、ショオには槃瓠の犬祖伝説に
ちなんで犬トータル信仰がみられ、それ
を図像として描き記した「祖図」という
絵巻物や、犬に関連する

各種の伝承や習俗、犬肉食に関するタブー、
犬型の石像の崇拜などが各地のショオの
間に残存しているとしている。

槃瓠の伝承はヤオの一部にも共通する始
祖伝説であり、創世神としての盤古皇への
信仰と混淆して伝承されている場合もみ
られる。トゥチアの民族文化創出の中で
虎トータルへの信仰がその代表的な文化
要素として取り上げられたのと同様に、
ショオの場合には槃瓠の犬トータル信
仰がその民族文化の神髄をなすものと
解釈されている。ただし、南雄市のショ
オの人々の場合、自分たちが直接「祖
図」を所有していたり、あるいは犬に
まつわる明確な信仰や習慣を有してい
るわけではない。族譜編纂者は、他所
における民族学的な研究成果を引く形
で、ショオの民族文化、とりわけショ
オの宗教信仰とは、これこれのよう
なものである、と解説しているのだ。

広東省北部のショオの人々の場合、
周囲の漢族住民との同化が進み、ごく
わずかな断片的な伝承を除いてはも
はや非漢族的な出自の痕跡が失われ
かけていたために、1950年代の民
族認定では漢族として認定されたの
であった。また、その当時どこまで
彼ら自身の中に一般の漢族住民とは
異なる出自の者であるという自己意
識があったかも明確でない。しかし、
1980年代の少数民族籍認定要求
の結果、ショオとして認められたか
らには、一般の族員もショオが何
たるか、ショオの宗教信仰がどの
ようなものであるかを学び取り、
ショオであることを自覚して生活す
べし、という族譜編者の意図が読み
取れる。この族譜は、族員に対し、
いわばショオとしての再教育を試
みているとも言えよう。

同族譜には、ショオの代表的儀礼につ
いても解説がなされている。それによ
れば、広東省の東部、鳳凰山地帯の
ショオの諸村落では、新中国成立初
期まで、「招兵」という大がかりな道
教儀礼が行われていたことを、『畚
族社会歴史調査』や『畚族簡史』な
どの記述を引用しながら解説してい
る。「招兵」は村落単位で数年また
は数十年に一度挙行する儀礼で、道
士が主宰し、村内の諸神祇や祖先を
祭り、五方位の神兵を招請して村民
の平安を祈願するものである。客家
漢族の間で行われる「打醮」に酷似
した儀礼だという。

この「招兵」も、現在南雄市地域の
ショオの人々の間で実施されていない
のみならず、広東省東部のショオの
諸村落の間でも、1950年代を境に
ほとんど行われなくなった儀礼であ
る。そのような過去の儀礼を、学術
的な調査資料の中から拾い出し、ショ
オ独自の民族文化を構成する代表的
な儀礼として紹介しているのだ。族
譜の編纂者は民族学や民俗学のプロ
ではなく、あくまでこれら南雄市の
藍姓ショオ族の中の有識者と思われ

が、学術的な知識の引用や解説は洗練されており、それなりの専門教育を受けた知識人であることがうかがえる。

現在までのところ、広東省北部のショオの人々の間では、この族譜に解説されたようなショオの「民族文化」を観光開発などのために資源化しようとする動きは顕著ではない。少なくとも、前節で論じたヤオの事例のように、祭祀や儀礼を観光行事やテーマパークに結びつけようとする動きは生じていない。少数民族・ショオとしての認定を勝ち取った後、もっぱらそのアイデンティティーの核となる民族文化表象を求めて、上掲のような言説が生成されているのである。そして、そうした営為の中でも、民族学的学術研究によって蓄積された成果は、表象構築のための重要なリソースとして援用されていることがわかる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

(1)瀬川昌久「少数民族籍客家—エスニック・グループの自明性と曖昧性に関する一考察」、瀬川昌久・飯島典子編『客家の創生と再創生』、査読有、21-50頁、2012。

(2)瀬川昌久「氏姓のポリティックス—現代中国における文化資源としての族譜とその活用」、『東北アジア研究』16号、査読有、199-216頁、2012。

(3)瀬川昌久「中華民族多元一体構造論と民族行政の現場における民族認識—広東地域の事例を中心に」、瀬川昌久編『近現代中国における民族認識の人類学』、査読有、2-58頁、2012。

(4)瀬川昌久「漢族の中の多元と一体—近100年における客家アイデンティティーの動態を例に」、瀬川昌久編『近現代中国における民族認識の人類学』、査読有、202-226頁、2012。

(5)瀬川昌久「海に向かった華南の人々」、『季刊民族学』133号、査読無、40-43頁、2010。

(6)瀬川昌久「中国、台湾、日本の学術書ならびに一般書における「客家」のイメージ形成過程の研究」、『東北アジア研究』14号、査読有、97-121頁、2010。

(7)瀬川昌久「海南島黎族の事例—清末から現在に至る黎族と漢族諸集団の相互関係」、岡洋樹編『内なる他者—周辺民族の自己認識のなかの「中国」』、査読有、2009、53-76。

[学会発表] (計0件)

[図書] (計2件)

(1)瀬川昌久・飯島典子編著『客家の創生と再

創生』、風響社、240頁、2012。

(2)瀬川昌久編著『近現代中国における民族認識の人類学』、昭和堂、270頁、2012。

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

瀬川 昌久 (SEGAWA MASAHISA)

東北大学・東北アジア研究センター・教授
研究者番号：00187832

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし